## 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2021年7月9日提出

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 横川 直

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 MAXIS高利回り」リート上場投信

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 10兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1/52

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年1月8日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、 < 更新後 > に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

#### 第一部【証券情報】

### (6)【申込単位】

## <訂正前>

## 1ユニット以上1ユニット単位

<u>委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に</u>応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

上記は、2021年1月18日以降、以下のとおり変更する予定です。

## 1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行う ものとします。

申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

## <訂正後>

## 1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資 信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に 応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

#### (9)【払込期日】

#### <訂正前>

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する不動産投資信託証券等を販売会社に引き渡すものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する不動産投資信託証券等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。不動産投資信託証券等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

上記は、2021年1月18日以降、ETFの設定・交換の決済にかかる清算制度対応のため信託約款を 変更し、以下のとおり変更する予定です。

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する不動産投資信託証券等を販売会社に引き渡すものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する不動産投資信託証券等は、販売会社によって、追

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。不動産投資信託証券等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。 上記にかかわらず、販売会社が不動産投資信託証券等の受渡しまたは支払いの債務について株式会社日本クリアリング機構(「清算機関」といいます。)が負担する場合には、清算機関を通じて、受託会社の指定するファンド口座に移管または払い込まれます。

## <訂正後>

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する不動産投資信託証券等を販売会社に引き渡すものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する不動産投資信託証券等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。不動産投資信託証券等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

上記にかかわらず、販売会社が不動産投資信託証券等の受渡しまたは支払いの債務について株式会社日本クリアリング機構(「清算機関」といいます。)が負担する場合には、清算機関を通じて、受託会社の指定するファンド口座に移管または払い込まれます。

## 第二部【ファンド情報】

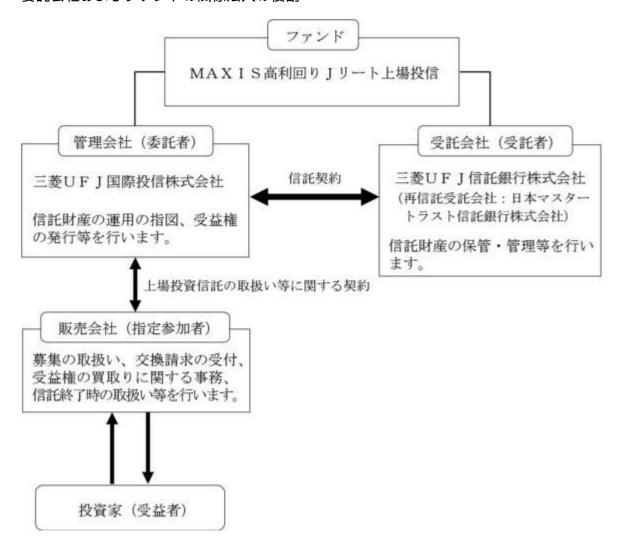
## 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

## <訂正前>

委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての
「信託契約」	業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められ
	ています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する
	法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信
	託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関
「上場投資信託の取扱い等に関する契	する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が
約」	定められています。

## 委託会社の概況 (2020年10月末現在)

- ·金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日 1985年8月1日
- ・資本金 2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

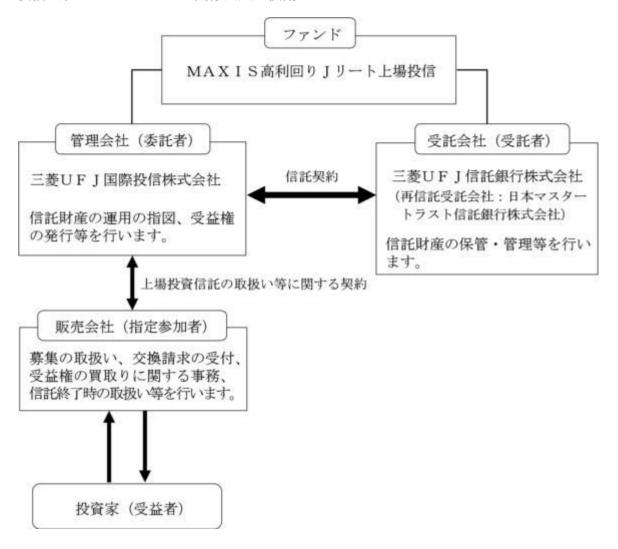
菱UFJ国際投信株式会社に変更

#### ・大株主の状況

> (1·1·=== -> 1) (1/2)			
株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

#### <訂正後>

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての
「信託契約」	業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められ
	ています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する
	法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信
	託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関
「上場投資信託の取扱い等に関する契	する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が
約」	定められています。

## 委託会社の概況 (2021年4月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

#### ・大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 3【投資リスク】

#### <更新後>

## (1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これら の運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

# 価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる 収益の増減等により変動するため、ファンドはその影響を受け組入不動産投資信 託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

## 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

# 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

## 留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご留意ください。
- ・ファンドは、野村高利回りJリート指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、 信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、不動産投信指数先物取引と当該指数の動きが連 動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の 構成比率とファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する 銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の分配金や 権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあ ります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる 可能性があります。

## (2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

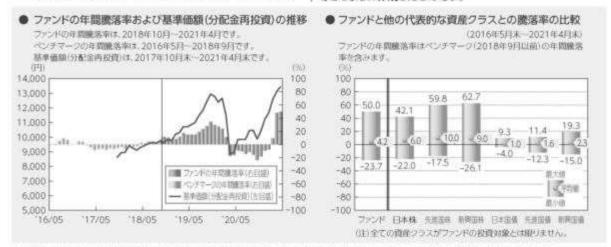
## <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- ・基準循額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年期騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合がおります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

#### 代表的な資産クラスの指数について

責産クラス	指数名	注配等
日本権	東証株価指数(TOP(X) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)・配当込み」とは、東京証券取引所第一部こ上場する内国普通株式 全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の領動きを表す株価指数 です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰履します。 東京証券取引所は、TOPIXの費出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは 公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス 配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興協で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰園します。
日本悪債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債 パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(銀合)のサブインデックスです。当該指数 の知的財際権およびその他一切の権利は同社に帰園します。なお、同社は、当該指数の 正確性、完全性、信額性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく。 当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除〈日本)	FT5E世界国債インデックス/除く日本月は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインテックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず。またデータの訓書、脱調または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰居します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI・EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JP、モルガン・セキュリティーズ・ エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJP、 モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰腹します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を燃むして、円換算しています。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

#### 1.受益権の売却時

売却価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲 渡所得として課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

#### 2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源 泉徴収(申告不要)されます。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択 することもできます。

3. 受益権と現物不動産投資信託証券との交換時

受益権と現物不動産投資信託証券との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益 通算が可能となる仕組みがあります。

上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

## 1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

3. 受益権と現物不動産投資信託証券との交換時

受益権と現物不動産投資信託証券との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は202<u>0</u>年<u>10</u>月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## <訂正後>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

#### 1.受益権の売却時

売却価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得として課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

## 2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源 泉徴収(申告不要)されます。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

3. 受益権と現物不動産投資信託証券との交換時

受益権と現物不動産投資信託証券との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益 通算が可能となる仕組みがあります。

上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

1.受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

3. 受益権と現物不動産投資信託証券との交換時 受益権と現物不動産投資信託証券との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

【MAXIS高利回り」リート上場投信】

## (1)【投資状況】

令和 3年 4月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資証券	日本	17,117,291,100	97.69
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		403,866,681	2.31
純資産総額		17,521,157,781	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

令和 3年 4月30日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引	買建	日本	403,564,000	2.30

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

令和 3年 4月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	13,283	114,782.21	1,524,652,200	107,700	1,430,579,100	8.16
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	4,514	199,378.37	899,993,983	192,800	870,299,200	4.97
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,325	160,312.37	853,663,380	163,400	870,105,000	4.97
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	13,441	62,202.37	836,062,080	62,600	841,406,600	4.80
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法 人	4,690	171,799.65	805,740,380	172,800	810,432,000	4.63
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,772	418,577.8	741,719,862	444,500	787,654,000	4.50
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,136	661,044.8	750,946,898	678,000	770,208,000	4.40
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資 法人	1,320	489,534.76	646,185,896	504,000	665,280,000	3.80
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	2,233	292,703.08	653,605,995	293,100	654,492,300	3.74
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	1,285	475,505.78	611,024,928	478,000	614,230,000	3.51
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	771	804,937.63	620,606,920	791,000	609,861,000	3.48
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	729	805,972.45	587,553,920	806,000	587,574,000	3.35
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	6,441	91,093.79	586,735,124	91,000	586,131,000	3.35
日本	投資証券	イオンリート投資法人	3,854	153,091.7	590,015,412	150,500	580,027,000	3.31
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	2,813	154,203.17	433,773,528	157,500	443,047,500	2.53
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	2,442	175,991.66	429,771,637	174,600	426,373,200	2.43
日本	投資証券	インベスコ・オフィス・ジェイリー ト投資法人	18,540	20,399	378,197,586	20,180	374,137,200	2.14
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	2,307	153,713.32	354,616,644	158,700	366,120,900	2.09
日本	投資証券	日本リート投資法人	863	433,968.63	374,514,934	424,000	365,912,000	2.09
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	2,387	152,694.61	364,482,036	152,900	364,972,300	2.08
日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人	1,282	271,523.66	348,093,344	279,800	358,703,600	2.05
日本	投資証券	NTT都市開発リート投資法人	1,962	163,893.86	321,559,755	162,200	318,236,400	1.82
日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人	3,192	98,089.33	313,101,150	95,500	304,836,000	1.74
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,521	193,611.54	294,483,160	198,100	301,310,100	1.72
日本	投資証券	福岡リート投資法人	1,620	177,903.98	288,204,455	179,200	290,304,000	1.66
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	1,509	184,102.95	277,811,355	185,700	280,221,300	1.60
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	2,337	110,202.07	257,542,258	112,200	262,211,400	1.50

日本		ケネディクス・レジデンシャル・ネ クスト投資法人	1,160	211,649.95	245,513,952	225,800	261,928,000	1.49
日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	1,536	159,013.96	244,245,455	164,700	252,979,200	1.44
日本	投資証券	投資法人みらい	4,403	52,387.15	230,660,624	49,100	216,187,300	1.23

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

#### 令和 3年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	97.69
合計	97.69

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

令和 3年 4月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	大阪取引所	東証REIT 21年06月限	買建	196	円	401,310,000	403,564,000	2.30

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準 (1口当たりの		東京証券取引所 取引価格
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	40011四省
第1計算期間末日	(平成30年 1月10日)	2,929,732,681	2,958,259,993	9,038	9,126	9,110
第2計算期間末日	(平成30年 4月10日)	5,003,554,600	5,042,859,987	9,038	9,109	9,100
第3計算期間末日	(平成30年 7月10日)	7,046,454,390	7,106,681,350	9,360	9,440	9,380
第4計算期間末日	(平成30年10月10日)	8,925,182,507	8,991,819,077	9,376	9,446	9,350
第5計算期間末日	(平成31年 1月10日)	9,550,534,335	9,670,380,917	9,403	9,521	9,400
第6計算期間末日	(平成31年 4月10日)	9,624,748,860	9,724,423,608	9,946	10,049	9,960
第7計算期間末日	(令和 1年 7月10日)	11,022,889,154	11,117,333,049	10,621	10,712	10,590
第8計算期間末日	(令和 1年10月10日)	13,106,875,981	13,207,884,161	11,938	12,030	11,930
第9計算期間末日	(令和 2年 1月10日)	13,327,561,514	13,451,267,369	11,312	11,417	11,310

					11 正 日     正 万 /   1	<u> 1音(内国投真信託</u>
第10計算期間末日	(令和 2年 4月10日)	10,295,745,468	10,421,418,492	7,865	7,961	8,010
第11計算期間末日	(令和 2年 7月10日)	12,111,704,299	12,214,397,299	8,846	8,921	8,840
第12計算期間末日	(令和 2年10月10日)	13,426,573,970	13,591,195,718	9,461	9,577	9,500
第13計算期間末日	(令和 3年 1月10日)	14,280,668,511	14,415,420,954	9,856	9,949	9,980
第14計算期間末日	(令和 3年 4月10日)	17,706,556,114	17,877,070,854	11,734	11,847	11,770
	令和 2年 4月末日	10,765,925,791		8,161		8,150
	5月末日	11,987,888,935		8,951		8,950
	6月末日	12,274,723,033		8,965		8,980
	7月末日	12,270,240,975		8,896		8,910
	8月末日	13,031,571,588		9,448		9,470
	9月末日	13,414,019,073		9,452		9,480
	10月末日	12,501,808,340		8,809		8,830
	11月末日	13,323,259,339		9,323		9,360
	12月末日	14,530,598,825		10,028		10,030
	令和 3年 1月末日	14,950,453,789		10,316		10,260
	2月末日	16,634,228,055		11,097		11,140
	3月末日	17,466,511,766		11,575		11,720
	4月末日	17,521,157,781		11,764		11,740

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	88円00銭
第2計算期間	71円00銭
第3計算期間	80円00銭
第4計算期間	70円00銭
第5計算期間	118円00銭
第6計算期間	103円00銭
第7計算期間	91円00銭
第8計算期間	92円00銭
第9計算期間	105円00銭
第10計算期間	96円00銭
第11計算期間	75円00銭
第12計算期間	116円00銭
第13計算期間	93円00銭
第14計算期間	113円00銭

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	5.10

第2計算期間	0.78
第3計算期間	4.44
第4計算期間	0.91
第5計算期間	1.54
第6計算期間	6.87
第7計算期間	7.70
第8計算期間	13.26
第9計算期間	4.36
第10計算期間	29.62
第11計算期間	13.42
第12計算期間	8.26
第13計算期間	5.15
第14計算期間	20.20

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4)【設定及び解約の実績】

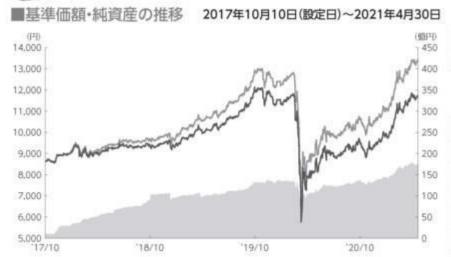
	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	324,174		324,174
第2計算期間	229,423		553,597
第3計算期間	199,240		752,837
第4計算期間	199,114		951,951
第5計算期間	210,355	146,657	1,015,649
第6計算期間	20,226	68,159	967,716
第7計算期間	70,129		1,037,845
第8計算期間	69,911	9,841	1,097,915
第9計算期間	100,077	19,841	1,178,151
第10計算期間	209,302	78,359	1,309,094
第11計算期間	60,146		1,369,240
第12計算期間	49,913		1,419,153
第13計算期間	29,798		1,448,951
第14計算期間	69,830	9,801	1,508,980

(注)解約口数は、交換口数を表示しております。

## 参考情報



2021年4月30日現在



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は8,683(当初元本1口当たり)を起点として表示

基準循鎖(分配金再投資)【左目盛】 ——

基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	11,764円
純資産総額	175.2億円

純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2021年 4月	113円
2021年 1月	93円
2020年10月	116円
2020年 7月	75円
2020年 4月	96円
2020年 1月	105円
直近1年間累計	397円
設定来累計	1,311円

・分配金は1口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

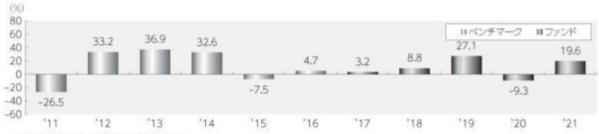
	- 12 (12 11			
賣産別構成	比率		組入上位銘柄	比率
国内リート	97.7%	1	日本都市ファンド投資法人	8.2%
		2	オリックス不動産投資法人	5.0%
		3	ユナイテッド・アーパン投資法人	5.0%
		4	ジャパン・ホテル・リート投資法人	4.8%
		5	野村不動産マスターファンド投資法人	
	1	6	日本プライムリアルティ投資法人	4.6% 4.5%
		7	ジャパンリアルエステイト投資法人	4,4%
コールローン他	-	8	アクティビア・プロバティーズ投資法人	3.8%
(負債控除後)	2.3%	9	大和ハウスリート投資法人	3.7%
숨計	100.0%	10	フロンティア不動産投資法人	3.5%

基準循類【左目盛】

その他資産の状況 不動産投信指数先物取引(賈建)

- •各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

## ■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2021年は年初から4月30日までの収益率を表示2016年以前は対象指数(ペンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

## <訂正前>

#### 申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後3時までに受け付けた取得申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。

- 1.対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 2 . 対象指数の銘柄変更実施日および指数用口数変更実施日の各々 9 営業日前から起算して10 営業日以内
- 3.対象指数の構成銘柄の合併等に伴う存続銘柄の指数用口数変更日の前営業日
- 4.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業 日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 5.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがある と判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が 軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うこ とができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

## 申込単位

## 1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

上記は、2021年1月18日以降、以下のとおり変更する予定です。

## 1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

## 申込価額

取得申込受付日の基準価額

#### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位(ユニット)および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

EDINET提出書類 三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/MAXIS専用サイト https://maxis.mukam.jp/

申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

## 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### <訂正後>

#### 申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後3時までに受け付けた取得申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。

- 1.対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 2 . 対象指数の銘柄変更実施日および指数用口数変更実施日の各々 9 営業日前から起算して10 営業日以内
- 3.対象指数の構成銘柄の合併等に伴う存続銘柄の指数用口数変更日の前営業日
- 4.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業 日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 5.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 6.委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがある と判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が 軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うこ とができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行

うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

#### 申込価額

取得申込受付日の基準価額

## 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位(ユニット)および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/ MAXIS専用サイト https://maxis.mukam.jp/

#### 申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

#### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 四半期決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成して おります。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(令和2年10月11日から令和3年4月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【MAXIS高利回り」リート上場投信】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円) 前期 当期 [ 令和 2年10月10日現在 ] [ 令和 3年 4月10日現在 ] 資産の部 流動資産 コール・ローン 107,865,526 211,751,117 投資証券 13,092,349,400 17,303,399,200 派生商品評価勘定 2,876,790 31,723,390 未収入金 165,307,387 182,414,763 未収配当金 165,293,251 169,284,651 差入委託証拠金 73,235,000 20,980,500 流動資産合計 13,606,927,354 17,919,553,621 資産合計 13,606,927,354 17,919,553,621 負債の部 流動負債 前受金 4,719,900 28,965,500 未払収益分配金 164.621.748 170,514,740 未払受託者報酬 1,406,764 1,743,468 未払委託者報酬 7,385,477 9,153,171 未払利息 42 64 その他未払費用 2,219,453 2,620,564 流動負債合計 180,353,384 212,997,507 負債合計 180,353,384 212,997,507 純資産の部 元本等 元本 12,322,505,499 13,102,473,340 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金() 4,604,082,774 1,104,068,471 (分配準備積立金) 885,124 1,183,903 17,706,556,114 元本等合計 13,426,573,970 13,426,573,970 17,706,556,114 純資産合計 13,606,927,354 17,919,553,621 負債純資産合計

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:円)

				(羊瓜・ロ)
	自至	前期 令和 2年 4月11日 令和 2年10月10日	自至	当期 令和 2年10月11日 令和 3年 4月10日
営業収益				
受取配当金		289,488,400		319,677,523
受取利息		617		169
有価証券売買等損益		2,123,452,470		3,275,404,134
派生商品取引等損益		37,147,860		71,990,130
その他収益		3		10,955,893
営業収益合計		2,450,089,350		3,678,027,849
営業費用				
支払利息		34,521		14,430
受託者報酬		2,670,356		3,236,235
委託者報酬		14,019,285		16,990,175
その他費用		4,674,275		5,424,341
営業費用合計		21,398,437		25,665,181
営業利益又は営業損失( )		2,428,690,913		3,652,362,668
経常利益又は経常損失( )		2,428,690,913		3,652,362,668
当期純利益又は当期純損失( )		2,428,690,913		3,652,362,668
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交 換に伴う当期純損失金額の分配額( )		-		-
期首剰余金又は期首欠損金()		1,071,117,734		1,104,068,471
剰余金増加額又は欠損金減少額		22,673,606		167,772,485
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		22,673,606		167,772,485
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,863,566		14,853,667
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		-		14,853,667
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		8,863,566		-
分配金		267,314,748		305,267,183
期末剰余金又は期末欠損金( )		1,104,068,471		4,604,082,774

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商
	品取引所等における終値で評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。
方法	

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

## 当期[令和3年4月10日現在]

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

		前期	当期
		[令和 2年10月10日現在]	[令和 3年 4月10日現在]
1 .	期首元本額	11,366,863,202円	12,322,505,499円
	期中追加設定元本額	955,642,297円	865,069,924円

		前期	当期	
		[令和 2年10月10日現在]	[令和 3年 4月10日現在]	
	期中一部交換元本額	Ħ	85,102,083円	
2 .	受益権の総数	1,419,153□	1,508,980□	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 令和 2年 4月11日	自 令和 2年10月11日
至 令和 2年10月10日	至 令和 3年 4月10日

## 1.その他費用

上場費用および商標使用料等を含んでおります。

2.分配金の計算過程

第11期

令和 2年 4月11日

令和 2年 7月10日

項目		
当期配当等収益額	А	112,729,370円
分配準備積立金額	В	408,068円
配当等収益合計額	C=A+B	113,137,438円
経費	D	10,130,266円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	103,007,172円
収益分配金金額	F	102,693,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	314,172円
当ファンドの期末残存口数	Н	1,369,240□
1口当たり分配金額	I=F/H	75円

## 第12期

令和 2年 7月11日

令和 2年10月10日

項目		
当期配当等収益額	A	176,725,129円
分配準備積立金額	В	314,172円
配当等収益合計額	C=A+B	177,039,301円
経費	D	11,233,650円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	165,805,651円
収益分配金金額	F	164,621,748円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	1,183,903円
当ファンドの期末残存口数	Н	1,419,153□
1口当たり分配金額	I=F/H	116円

## 1.その他費用

上場費用および商標使用料等を含んでおります。

2.分配金の計算過程

第13期

令和 2年10月11日

令和 3年 1月10日

71F 01 ./3.0E		
項目		
当期配当等収益額	А	146,121,346円
分配準備積立金額	В	1,183,903円
配当等収益合計額	C=A+B	147,305,249円
経費	D	11,884,457円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	135,420,792円
収益分配金金額	F	134,752,443円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	668,349円
当ファンドの期末残存口数	Н	1,448,951□
1口当たり分配金額	I=F/H	93円

## 第14期

令和 3年 1月11日

令和 3年 4月10日

項目		
- 27日		
当期配当等収益額	Α	184,497,809円
分配準備積立金額	В	668,349円
配当等収益合計額	C=A+B	185,166,158円
経費	D	13,766,294円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	171,399,864円
収益分配金金額	F	170,514,740円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	885,124円
当ファンドの期末残存口数	Н	1,508,980□
1口当たり分配金額	I=F/H	113円

## 1 金融商品の状況に関する事項

前期	当期
巨分 自令和2年4月	月11日 自 令和 2年10月11日
至 令和 2年10月	到10日   至令和3年4月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信	託及び投資法同左
人に関する法律」(昭和2	6年法律第198
号)第2条第4項に定める	る証券投資信託
であり、有価証券等の金嗣	触商品への投資
を信託約款に定める「運用	用の基本方針」
に基づき行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に 当ファンドは、投資証券	に投資してお 同左
係るリスクリます。当該投資対象は、	価格変動リス
ク等の市場リスク、信用!	リスクおよび流
動性リスクに晒されており	
当ファンドは、運用の対	1率化を図るた
り めに、不動産投信指数先物	勿取引を利用し
ております。当該デリバラ	ティブ取引は、
価格変動リスク等の市場!	リスクおよび信
用リスク等を有しておりま	<b>ます。</b>
また、デリバティブ取引	の時価等に関
する事項についての契約額	
でもデリバティブ取引には	
   契約額または計算上の想象	<b>皇元本であり、</b>
当該金額自体がデリバティ	
クの大きさを示すものでは	<b>はありません。</b>
	- 応じて、適切 同左
にコントロールするため、	委託会社で
は、運用部門において、こ	ファンドに含ま
れる各種投資リスクを常	
ファンドのコンセプトに済	<b>沿ったリスクの</b>
範囲で運用を行っており	<b>ます。</b>
また、運用部から独立し	, た管理担当部
署によりリスク運営状況の	Dモニタリング
等のリスク管理を行っては	おり、この結果
は運用管理委員会等を通り	じて運用部門に
フィードバックされます。	

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年10月10日現在]	当期 [令和 3年 4月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
	(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方 針に係る事項に関する注記)に記載して おります。	(1)有価証券 同左

	·	<u>司止有侧征分曲山青(内国权具后司</u>	
区分	前期	当期	
	[令和 2年10月10日現在]	[令和 3年 4月10日現在]	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引	
	デリバティブ取引は、 (デリバティブ 取引に関する注記 ) に記載しておりま す。	同左	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品	
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左	
いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年10月10日現在]	当期 [令和 3年 4月10日現在]	
<b>生工大只</b>	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資証券	749,328,585	2,683,474,218	
合計	749,328,585	2,683,474,218	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項 投資証券関連 前期[令和2年10月10日現在]

区分	種類 	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
	不動産投信指数先物 取引				
	買建	330,997,100		333,874,000	2,876,900
	合計	330,997,100		333,874,000	2,876,900

## 当期[令和3年4月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	   評価損益(円) 
----	----	---------	-------	-------	-------------------

市場取引	不動産投信指数先物 取引			
	買建	371,634,000	403,357,500	31,723,500
	合計	371,634,000	403,357,500	31,723,500

#### (注)時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期	当期
	[令和 2年10月10日現在]	[令和 3年 4月10日現在]
1口当たり純資産額	9,461円	11,734円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資証券	森ヒルズリート投資法人	2,331	358,274,700	
	産業ファンド投資法人	1,537	297,563,200	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,172	247,995,200	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,334	652,993,000	
	星野リゾート・リート投資法人	289	187,272,000	
	O n e リート投資法人	491	154,419,500	
	イオンリート投資法人	3,895	596,324,500	
	ヒューリックリート投資法人	2,468	434,368,000	
	日本リート投資法人	872	378,448,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	18,734	382,173,600	

	āJ	<u> 正有叫证分用山音(內国仅</u>	. 貝 旧 正
<b>積水八ウス・リート投資法人</b>	6,508	592,878,800	
ケネディクス商業リート投資法人	1,295	351,592,500	
サムティ・レジデンシャル投資法人	1,240	145,948,000	
野村不動産マスターファンド投資法人	4,738	813,988,400	
スターアジア不動産投資法人	2,796	156,855,600	
投資法人みらい	4,449	233,127,600	
森トラスト・ホテルリート投資法人	568	76,850,400	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	451	80,729,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	1,148	758,828,000	
日本都市ファンド投資法人	13,421	1,540,730,800	
オリックス不動産投資法人	4,561	909,463,400	
日本プライムリアルティ投資法人	1,790	749,115,000	
N T T都市開発リート投資法人	1,983	325,013,700	
東急リアル・エステート投資法人	1,524	280,568,400	
グローバル・ワン不動産投資法人	1,555	199,040,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	5,381	862,574,300	
森トラスト総合リート投資法人	2,842	438,236,400	
フロンティア不動産投資法人	1,299	617,674,500	
平和不動産リート投資法人	1,552	246,768,000	
福岡リート投資法人	1,637	291,222,300	
ケネディクス・オフィス投資法人	737	594,022,000	
いちごオフィスリート投資法人	3,225	316,372,500	
大和証券オフィス投資法人	779	627,095,000	
阪急阪神リート投資法人	1,170	179,946,000	
スターツプロシード投資法人	396	91,515,600	
大和ハウスリート投資法人	2,256	660,331,200	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	13,581	844,738,200	
大和証券リビング投資法人	2,361	260,182,200	
ジャパンエクセレント投資法人	2,411	368,159,700	
合計	120,777	17,303,399,200	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

【MAXIS高利回り」リート上場投信】

## 【純資産額計算書】

## 令和 3年 4月30日現在

(単位:円)

資産総額	17,746,045,759
負債総額	224,887,978
純資産総額( - )	17,521,157,781
発行済口数	1,489,383□
1口当たり純資産価額( / )	11,764

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### <更新後>

### (1)資本金の額等

2021年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

## 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員 会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ れます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

#### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	885	17,147,578
追加型公社債投資信託	16	1,456,375
単位型株式投資信託	78	349,263
単位型公社債投資信託	42	181,276
合 計	1,021	19,134,493

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### <更新後>

## (1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

第35期 (令和2年3月31日現在) 第36期 (令和3年3月31日現在)

流動資産			即正先	11個証分用山音(20回及其后式
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位:千円) 第35期 第36期 (令和2年3月31日現在) (令和3年3月31日現在) (負債の部) 流動負債 預り金 687,565 533,622 未払金 未払収益分配金 131,478 158,856 未払償還金 395,400 133,877 未払手数料 2 4,026,078 2 5,200,810 その他未払金 2 2 3,818,195 4,412,521 未払費用 2 4,402,578 2 4,755,909 未払消費税等 629,469 752,617 未払法人税等 617,341 873,027 賞与引当金 933,517 933,381

		訂正有価証券届出書(内国投資信託
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位:千円)

	(+12 + 113)
第35期	第36期
(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
1,815	2,301,606
1,815	2,301,606
79,922,854	83,326,329
97,802,752	103,463,286
	(令和2年3月31日現在) 1,815 1,815 79,922,854

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

				(丰田・111)
	第35期		第36	期
	(自 平成31年	4月1日	(自 令和2	年4月1日
	至 令和2年3	3月31日)	至 令和3	年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		67,967,489		67,963,712
投資顧問料		2,385,084		2,443,980
その他営業収益		16,085		21,613
営業収益合計		70,368,658		70,429,306
営業費用				
支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896

## EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

受益証券)

		訂正有価証券届出書(内国投資信託受
広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490
印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費		8,391
三世二年 三世二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位:千円)

	第35期		第36期	
	(自 平成31年4月1日		(自 令和2年4	月1日
	至 令和2年3	月31日)	至 令和3年3	月31日)
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	2	4,169	2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		19,987		12,504
 営業外収益合計		867,845		609,239
三二 営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入				16,395
事務過誤費		3,483		
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932
 営業外費用合計		122,122		128,747

_		1 正有侧趾分曲山青(内国仅具后式
経常利益	13,753,799	13,368,595
特別利益		
投資有価証券売却益	174,842	2,007,655
特別利益合計	174,842	2,007,655
特別損失		
投資有価証券売却損	75,963	51,737
投資有価証券評価損	163,865	26,317
固定資産除却損	1 8,832	1 536
固定資産売却損	435	
特別損失合計	249,096	78,591
税引前当期純利益	13,679,545	15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2 4,146,534	2 4,755,427
法人税等調整額	79,824	19,122
法人税等合計	4,226,359	4,736,304
当期純利益	9,453,186	10,561,354

## (3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

(単位:千円)

	( , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	<b>咨</b> 木仝	資本金 資本	その他 資本	資本	利益	その他利益剰余金		利益剰余金	   株主資本合計
	具个亚	準備金	資本剰余金	剰余金合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	がエステロロ
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	·	·					221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

## 第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	AT   V	Z.O.(H) >	資本	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本合計	
			その他 資本剰余金			別途	繰越利益	利益制示並 合計	孙工员不口们	
		1 149 212	≥€.1.9030V.TI	***************************************	1 119 312	積立金	剰余金	Пи		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039	

									3 ( 1 JHJX 55 ID 10
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除 く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し ております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年 器具備品 2年~20年 3年~47年 投資不動産

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採 用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し ております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員當与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用 令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改 正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号))が令和2年3月31日に公布され ておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算 制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効 果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定 しております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計 基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業 会計基準委員会)

## (1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会 計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業 会計基準委員会)

#### (1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (貸借対照表関係)

#### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

1. 6沙巴尼克住及010克克丁到住沙州间境都采用品				
	第35期	第36期		
	(令和2年3月31日現在) (令和3年3月31日現			
建物	599,542千円	643,920千円		
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円		
投資不動産	145,391千円	151,833千円		

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

との問題した例がではいるこのは次の過ぎてのうなり。				
	第35期	第36期		
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)		
預金	314,247千円	40,328,414千円		
未収収益	15,773千円	14,138千円		
未払手数料	712,210千円	772,495千円		
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円		
未払費用	432,019千円	349,222千円		

#### (損益計算書関係)

#### 1 固定資産除却場の内部

1. 固正負産除却損の内訳		
	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円

計

8,832千円

536千円

# 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

位別19m0に次月で自17mに日本1000のは次の通りであります。				
	第35期	第36期		
(自 平成31年4月1日		(自 令和2年4月1日		
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)		
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円		
受取利息	2千円	143千円		
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円		
法人税、住民税及び事業税	3.030.180千円	3.492.898千円		

#### (株主資本等変動計算書関係)

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 9,675,175千円 1株当たり配当額 45,728円 基準日 平成31年3月31日 効力発生日 令和元年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,457,670千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額44,700円基準日令和2年3月31日効力発生日令和2年6月29日

#### 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

カリル トンマット 主人 スペース アース					
	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	
発行済株式					
普通株式	211,581	-	-	211,581	
合計	211,581	-	-	211,581	

#### 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,457,670千円1 株当たり配当額44,700円基準日令和2年3月31日効力発生日令和2年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額10,576,511千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額49,988円基準日令和3年3月31日効力発生日令和3年6月29日

# (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	TO THE STATE OF TH	7 3 1 1
	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関から の資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

#### 第35期(令和2年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	56,398,457	56,398,457	•
(2)	有価証券	1,960,318	1,960,318	•
(3)	金銭の信託	100,000	100,000	ı
(4)	未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5)	投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
	資産計	85,428,625	85,428,625	•
(1)	未払手数料	4,026,078	4,026,078	•
	負債計	4,026,078	4,026,078	

# 第36期(令和3年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2)	有価証券	2,001	2,001	-
(3)	金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4)	未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5)	投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
	資産計	90,907,057	90,907,057	-

(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	•
負債計	5,200,810	5,200,810	-

#### (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

- (1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。
- (2)有価証券、(5)投資有価証券
  - これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。
- (3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 負債

#### (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	•	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	ı	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるも				
<b>o</b>				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

#### 第36期(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	ı	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	ı	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるも				
O				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

#### (有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社 株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千 円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原	債券	-	-	-
価を超えるも	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
Ø	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原	債券	-	-	-
一価を超えない	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
もの	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合	· 計	18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められるため、含めておりません。

#### 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上	株式	-	-	-
額が取得原価を	債券	-	-	-
超えるもの	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上	株式	-	-	-
額が取得原価を	債券	-	-	-
超えないもの	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合	計	20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められるため、含めておりません。

# 3.売却したその他有価証券

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

種類	売却額 ( 千円 )	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	8,940	•	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

# 第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-

債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

# (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の	52,430	18,826
発生額		
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

#### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の	164,633	304,281
発生額		
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
積立型制度の	2,969,807 千円	2,810,893 千円
退職給付債務		
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債	748,929	918,342
務		
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333

未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負	635,370	886,678
債と資産の純額		
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負	635,370	886,678
債と資産の純額		

# (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

,	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の	24,035	41,361
費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る	269,848	329,255
退職給付費用		

<sup>(</sup>注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

# (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

# 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

# (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第35期	第36期
(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)

繰延税金資産

減損損失 427,046千円 418,394千円

		訂正有価証券届出書(内国投資
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

713		,01 1 1/ 3	<u>'                                    </u>	( THE 1 0)	JO: H /					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	係る事務代 行手数料の	千円	未払費用	712,210 千円 302,681 千円

# 第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

713		- 1 ./ 3 . 1	<u> </u>	HO 1 0/ 1	<u> ОТН</u>					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	千円	未払手数料	772,495 千円
社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290 ,120 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
  - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
  - 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
  - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

								<u></u> 訂止有	<b>仙</b> 訨	(内国投資信訊
種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
の親会社・						取引銀行	コーラブル 預金の払戻 (注2)	20,000,000 千円		
を持つ会る							コーラブル 預金の預入 (注2)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
社							コーラブル 預金に係る 受取利息 (注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社		東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

# 第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

713		<b>▼</b> 184 1	ב חירד		10 1 0/ 3	<u>о п</u>				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
	銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業		募集の取扱及び	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案 して決定しております。
  - 2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
  - 3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

#### 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J信託銀行株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
1 株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1 株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日	(自 令和2年4月1日
	至 令和2年3月31日)	至 令和3年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

#### 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### <更新後>

#### (1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2020年9月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末現	事業の内容
ゴールドマン・サックス証 券株式会社	83,616 百万	- 一 金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
クレディ・スイス証券株式 会社	78,100 百万	- 一 金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167 百万	- 一 金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
JPモルガン証券株式会社	73,272 百万	- 一 金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万	円 金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
BNPパリバ証券株式会社	102,025 百万	円 金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。

EDINET提出書類

三菱UF J国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

エービーエヌ・アムロ・ク	5,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金
リアリング証券株式会社	3,300 日7111	融商品取引業を営んでいます。

#### 3【資本関係】

#### <訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年10月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

#### <訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年4月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和3年5月12日

三菱UF J国際投信株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 印

指定有限責任社員 公認会計: 業務執行社員

公認会計士 和田 渉 印

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS高利回りJリート上場投信の令和2年10月11日から令和3年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS高利回リJリート上場投信の令和3年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会 社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

次へ

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日
-----------

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

# 有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	ЕП

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。